

事務決裁規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益財団法人日本野球連盟（以下「本連盟」という）の事務の決裁に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専決事項)

第2条 専務理事、委員長及び事務局長は、本連盟の事務のうち、別表に掲げる事項をそれぞれ専決することができる。

2 専務理事は、前項の専決事項以外の事務であっても、専決事項に類すると認められる事項については、それぞれ専決することができる。

(専決の報告)

第3条 前条の規定により専決した事項のうち必要があると認められるものについては、当該専決事項の内容を上司に報告しなければならない。

(専決の制限)

第4条 専務理事は、専決事項を専決する場合において、当該事案が重要又は異例であると認めるときは、専決することができない。

(代 決)

第5条 会長に事故あるときは、会長の指名する副会長（以下「担当副会長」という）が会長の決定を代行することができる。

2 担当副会長に事故あるときは、専務理事が担当副会長の決定を代行することができる。

3 事務局長に事故あるときは、事務局次長が事務局長の決定を代行することができる。

(専務理事の委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、本連盟の事務の決裁に関し必要な事項は、専務理事が定める。

附 則

この規程は、公益財団法人日本野球連盟の設立の登記の日（2013年3月1日）から施行する。

別 表

専決事項	専務理事	委員長	事務局長
理事会に関する事（招集、議案提出、報告及び諮問）	○		
常任理事会に関する事（同上）	○		
各種委員会に関する事（招集、議案提出、報告）		○	
資格審査委員会に関する事（同上）		○	
事務担当者連絡会議に関する事			○
会印規程に規定する会印等の管守に関する事			○
人事に関する事（職員の任免、分限）	○		
〃 （臨時職員の任免、分限）			○
〃 （職員の事務分掌）			○
給与及び旅費に関する事（職員の給与等の認定及び決定）	○		
〃 （給与及び旅費の支給）			○
服務に関する事（年次有給休暇、欠勤等の承認）			○
〃 （職員の勤務時間の割振り）			○
〃 （時間外、休日勤務等の命令）			○
海外出張の命令に関する事（役員、職員）	○		
身分証明書の交付に関する事			○
職員の研修に関する事			○
職員の福利厚生に関する事			○
予算に関する事（予算案の作成）	○		
〃 （議決予算の執行計画）	○		
〃 （予算の流用）	○		
予算の経理及び決算に関する事（収入及び支出命令 30万円未満）			○
〃 （〃 30万円以上）	○		
〃 （月別収支計算書）			○
財産目録に関する事	○		
物品の購入等に関する事			○
物品の取得、処分に関する事			○
タクシー乗務券の使用に関する事			○
文書の収発に関する事（重要文書）	○		
〃 （その他の文書）			○
〃 （文書の廃棄）			○
補助金に関する事（申請、決算、報告）	○		
〃 （執行、処理）			○